

令和 8 年第 2 回市議会（定例会）  
付議案件綴及び同説明資料綴

(その 8)

堺 市



# 目 次

	頁
議案第 55 号 堺市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例……………	3



令和8年第2回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

令和8年2月26日  
堺市長 永藤英機

議案第 55 号 堺市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例



## 堺市消防団員等公務災害補償条例の一部を 改正する条例

堺市消防団員等公務災害補償条例（平成20年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「10,000円」に改め、同号ただし書中「14,500円」を「15,000円」に改め、同条第3項中「100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号」を「433円を、第2号から第5号」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表中

「

12,900円	13,700円	14,500円
11,300円	12,100円	12,900円
9,700円	10,500円	11,300円

を

」

「

13,340円	14,170円	15,000円
11,670円	12,500円	13,340円
10,000円	10,840円	11,670円

に

」

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた

同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由が生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

## 堺市消防団員等公務災害補償条例の 一部改正について

### 1 改正の趣旨

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の一部改正に伴い、非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額について見直しを行うこととし、所要の改正を行うものであること。

### 2 施行期日

令和8年4月1日から施行するものであること。

令和8年第2回市議会（定例会）  
付議案件綴及び同説明資料綴（その8）

---

令和8年2月 発行

**編集・発行** 堺市財政局財政部資金課  
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号  
Tel 072-233-1101  
URL <https://www.city.sakai.lg.jp/>

---

配架資料番号  
1-B2-25-0065

